

## 三浦市学校教育ビジョン地域協議会に関する要綱

### (開催)

第1条 教育委員会は、三浦市学校教育ビジョンに基づき、市立小学校の適正配置について検討するため、三浦市学校教育ビジョン地域協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市立小学校の適正配置に関すること。
- (2) 適正配置に当たり講ずべき施策に関すること。
- (3) 学校関係者との連絡調整に関すること。
- (4) その他教育環境に関すること。

### (構成)

第3条 協議会の構成員は、学識経験を有する者、学校関係者、地域住民その他の教育委員会が必要と認める者とする。

2 協議会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

### (意見の聴取)

第4条 協議会は、必要に応じて協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。